

扶 養 の 申 立 書 (資格確認用)

1. 認定を受けようとする方について

氏 名	生 年 月 日	年 齡	同居・別居の別	配偶者の有無
	年 月 日		同居・別居	1. 有 2. 無 (死亡 ・ その他)

※ 組合員と別居の場合記入してください。

別居先での同居人の有無	金銭支援の有無及び金額
1. 有 (同居人と組合員の続柄) 2. 無	1. 有 (円/月) 2. 無

※ 退職を理由として認定を受けた (受けようとする) 場合に記入してください。

退 職 日	雇 用 保 険 の 支 給 に つ い て
年 月 日	1. 雇用保険の支給終了 (終了日 年 月 日) 2. 受給権を放棄している 3. 給付制限期間中である (支給開始予定日 年 月 日) 4. その他 ()

認定を受けようとする方の収入の有無 (収入の種類と見込み額) ※ 必ず記入してください。

種 別	有 無	見 込 額	備考 (算出方法・根拠を記入して下さい)
1. 老齢 (退職) 年金	有 ・ 無	円	
2. 遺族年金	有 ・ 無	円	
3. 障害年金	有 ・ 無	円	
4. 個人年金	有 ・ 無	円	
5. 給与 (アルバイト含む)	有 ・ 無	円	
6. 株式・投資信託等	有 ・ 無	円	
7. 雇用保険	有 ・ 無	円	
8. その他 (不動産・営業等)	有 ・ 無	円	
合 計 (必ず記入してください。)		円	

2. 家族構成について (注) 認定を受けようとする方についても記入してください。

続 柄	氏 名	生 年 月 日	職 業	同居・別居の別		現 住 所
				前 年 度	当 年 度	
組合員						

3. 扶養しなければならない事情 (必ず記入してください。)

(認定対象者の状況、別居している場合にはその理由及び送金方法等を具体的に記入してください。)

(別紙へ記入可)

上記のとおり相違ありません。

公立学校共済組合三重支部長 様 所 属 所 名

令和 年 月 日 組 合 員 氏 名

被扶養者特別認定申請（資格確認）提出書類一覧

	提出書類	区 分			備 考	
		0歳以下 義務教育	高校生 (全日制) ※2	その他		
必須	被扶養者特別認定申請書 ※1	○	○	○		
	扶養の申立書 ※1	○	○	○		
	認定を受けようとする被扶養者の所得証明書（原本）			○		
	在学証明（原本。学生証の写し等は不可）		○			
該当する場合に添付	【別居の場合】 送金事実が確認できるもの（通帳の写しなど）※3	○	○	○	口座の名義人が確認できる部分も必要 手渡しの場合は被扶養者からの申立書でも可	
	【被扶養者に収入がある場合】※4 総収入が確認できる書類 <small>（右に例示した以外にも収入がある場合は、その収入の詳細が分かるものをご提出ください）</small>			○	勤務先で作成された毎月の 給与給額 が記載されたもの。昨年1月から当年12月までの2年間、各月分が必要 支給済みのものに関しては給与明細の写しでも可	
				○	最新の年金額が確認できるもの（振込通知書など） 源泉徴収票は不可	
				○	收支内訳書も必要	
	【被扶養者に対して、組合員の他にも扶養義務者がいる場合】	扶養義務者の所得証明書（原本）	○	○	○	※5 事業所得がある場合は、確定申告書の写し（收支内訳書を含む）も必要
	扶養義務者（組合員を含む）の収入額が確認できるもの	扶養義務者の収入が確認できるもの（非課税の収入も含む）	○	○	○	※6 その他所得証明書で詳細が確認できない収入（障害・遺族年金、個人年金など）がある場合
	【日本国内に認定対象者の住民票がない場合】 国内居住要件の例外事由を確認できる書類 ※7	○	○	○		

※1. 用紙については、公立学校共済組合三重支部のホームページ（<https://www.kouritu.or.jp/mie/>）からダウンロードすることができます。

※2. 高校生であっても定時制や通信制の場合の区分は「その他」に該当します。

※3. 組合員から認定対象者に対して、複数回送金していることが確認できるものがが必要です。

※4. 今現在で収入が無くとも所得証明書に収入がある場合は、その収入額が分かるものを提出してください。給与収入が扶養に入る前の収入である場合は、月々の明細や証明書でなく、退職の源泉徴収票でも構いません。

※5. 事業所得とは、営業・不動産・農業・漁業・山林所得、株式配当などを指します。

※6. 所得証明書の添付が必要な方については、「所得証明書添付事例」※1でご確認ください。

昨年と比べて収入に変動がある場合は、それを証明する書類も必要です。（復職・離職辞令や年金振込通知書の写しなど）

※7. 国内居住要件の例外事由を確認できる書類とは以下のもの指します。

例外該当事由	添付書類
① 外国に一時的に留学する方	査証（ビザ）または外国の学校に在籍していることが確認できるもの（学生証、在学証明書または入学証明書等の写し）
② 外国に赴任する組合員に同行する方	査証（ビザ）、組合員の海外赴任辞令または海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 観光、保養またはボランティア活動その他就労以外の目的で長期に渡り渡航する方	査証（ビザ）、ボランティア派遣機関の証明またはボランティアの参加同意書等の写し
④ 組合員が海外に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた方であって、上記②と同等と認められるもの	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ 上記のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基盤があると認められる方	個別に判断しますのでお問い合わせください。

被扶養者の続柄・現況等によっては上記以外の書類の提出をお願いする場合がありますので、予めご了承ください！